

週休2日に取り組む工事における「よくある質問・回答」

黒字: 質問、赤字: 回答

1. 祝日に休工した場合、週休日にカウントしても良いですか？

○週休2日の定義としては、対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態を言います。

○4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態であり、土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

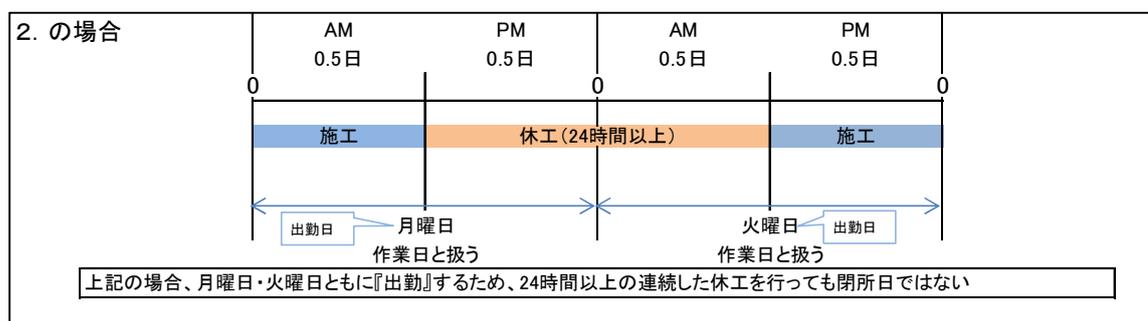
【参照】P12, 13: 本省通知

2. 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか？

○原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。

○月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

【参照】P16: 週休2日取得の達成状況確認方法の運用(案)

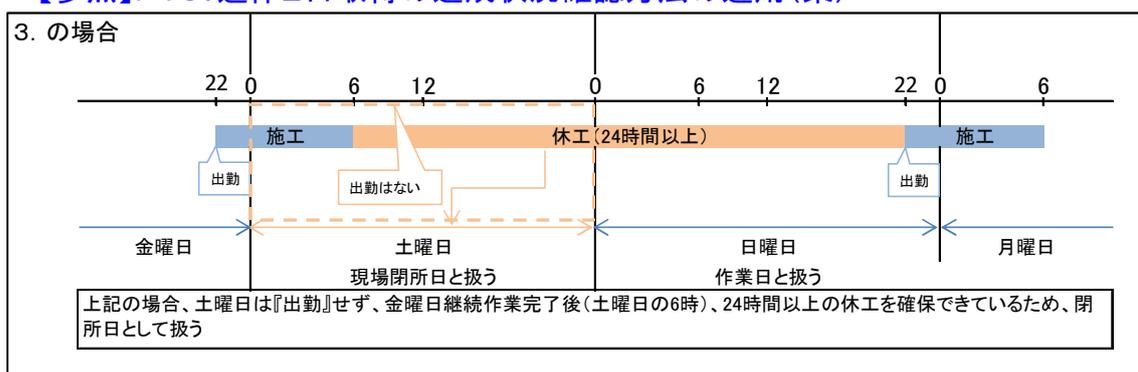


3. 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどうになりますか？

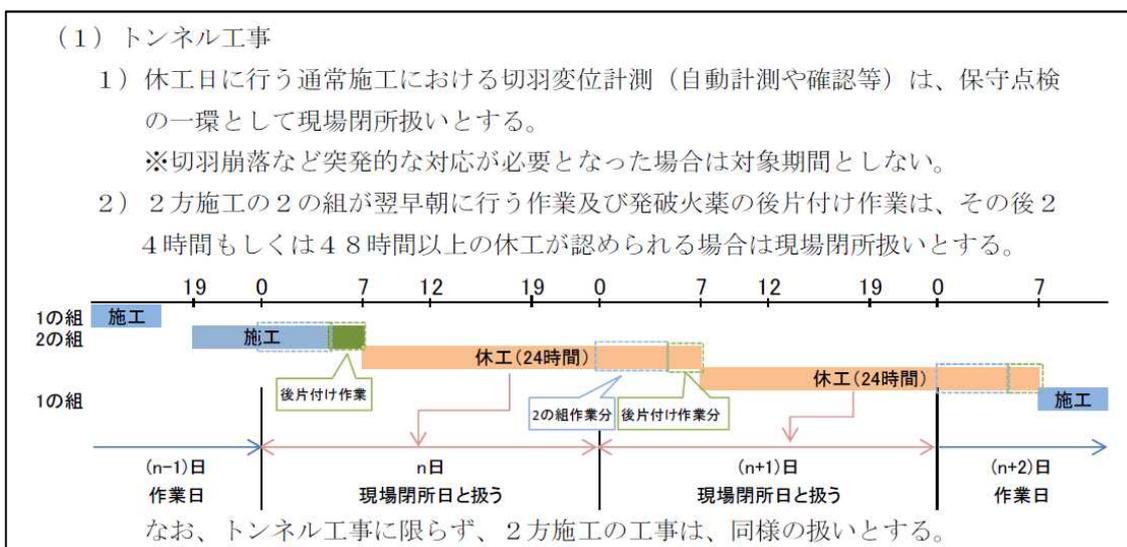
仮に、金曜日22:00から土曜日06:00まで施工し、次に日曜日22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所として扱われますか？

- 金曜 22時から土曜 6時の施工は、一般的に金曜(夜間)出勤であり、土曜日出勤とは考えません。
- 日曜 22時から月曜 6時についても同様に日曜(夜間)出勤となります。
- その間に挟まれた土曜については24時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱い可能と考えます。
- 類似事例として、トンネル工事による2方施工などは工事特性に応じて現場閉所を取り扱うべきであり、その考え方をHPで公表しているので参考ください。
- 現場閉所の考え方は引き続き検討して参ります。

【参照】P16:週休2日取得の達成状況確認方法の運用(案)



【参照】P17:週休2日取得の達成状況確認方法の運用(案)



4. 工事着手時に監督員と週休2日の日を確認しておくが、雨天等で例えば明日を急に休日としたい場合(施工予定日を休日に変更)、事前に共有している休日を施行日に変更してよいですか？

○降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。

○現場閉所日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。

【参照】P13:本省通知

5. 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか？

○降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。

【参照】P13:本省通知

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

6. 平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱われますか？

○現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態を言います。

○現場閉所日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。

○ただし、時間外勤務や振替休暇など趣旨に沿った対応がとられるべきであり、今後の課題と認識しています。

7. 天候不良が予想されて前日など事前にA現場を休工とした時、該当する作業員が、他のB現場にて従事した場合にも、A現場は閉所日として扱われると解釈してよいでしょうか？

○A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A工事現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。

○ただし、日給技能者の複数工事現場での勤務については、今後の課題として認識しています。

○A現場とB現場が同じ工事の場合、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

【参照】P19:週休2日取得の達成状況確認方法の運用(案)

2-4 実施結果の確認

- ・受注者が工程調整部会資料として作成する「クリティカル工程共有表（CCS）」の「週休2日（現場閉所）実施欄に最終的な現場閉所実施日を記入する。
- ・発注者は受発注者間で定めた確認方法にて、対象期間から週休2日（4週8休相当）の現場閉所実施日数が確保されたか確認する。

$$\text{現場閉所実施日数} \geq \text{実施対象期間から算出される現場閉所日数} \\ (= \text{実施対象期間} \times 6 \sim 8 / 28)$$

- ・施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本とする。

8. 年末、年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？

仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所として扱われますか？

○対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まないことになっています。

○今回のようにこの前後に現場閉所した場合は、対象期間に該当するため現場閉所日として扱います。

【参照】P13:本省通知

9. 休工日が天候により4週間のうち1週間は0日、次の1週間は3日、次の1週間は2日、次の1週間は3日休んだ場合、4週8休が達成できたと考えて良いのでしょうか？ また、これは月単位で整理することとなりますか？

○週により現場閉所日数が変動してもかまいません。

○対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要もありません。

○工事着手日(工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日)から、現場完了日(工事範囲内ですべての作業が完了した日)までの対象期間で現場閉所日数を整理することとなります。

【参照】P18:週休2日取得の達成状況確認方法の運用(案)

2-2 具体的な設定とその確認

・現場閉所計画は以下の点に留意して設定すること。

①対象期間(工事着手予定日から現場完了予定日のうち、年末年始6日間・夏期休暇3日間等を除いた期間)内に4週8休・4週7休・4週6休相当の現場閉所日を設定。

現場閉所予定日数 ≥ 当初対象期間から算出される現場閉所日数
(= 当初対象期間 × 6～8 / 28)

②受注者希望方式における当初の現場閉所計画は、4週8休以上を基本とするが、4週7休以上・4週6休以上の計画とすることも可能とする。

③対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要はない。

④以上を踏まえ、受注者から提示された現場閉所の考え方及び現場閉所日、週休2日取得の確認方法について双方合意の上、決定する。

10. 計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められるのですか。

○通常想定される気象条件による不稼働日は雨休率として工期に含まれるため、工期の延長は認められません。

○工事一時中止に係るガイドライン(案)の「暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、暴動その他の自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰すことができない」事象が発生した場合は、中止することで工期延長可能です。

【参考】

工事一時中止に係るガイドライン(案)

平成29年10月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

4. 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令:契約書第20条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【関係法令:契約書第20条】

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

○発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(工事請負契約書第16条)施工できない場合
○設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

○「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
○「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

11. 工事別の特記仕様書には「現場閉所の達成状況に応じ、労務費や機械経費を補正する」と記載されていますが、「U型側溝の5m物」や「歩車道境界ブロックの2m物」で合意契約している【施工単価】や【標準単価】、或いは「防護柵設置工」などの【市場単価】では、いずれも材工共単価であり、具体的には、どのように補正されるのでしょうか？

○労務費分が明らかとなっていない市場単価等や施工単価については補正の対象となりません

○標準単価は機械・労務・材料の価格変動に影響するものであり、調査会で週休2日補正した単価を公表していることから補正の対象となります。

【建設物価調査会 HP】

2. 「土木工事市場単価」との違い 施工単価も同様

項目	土木工事市場単価	土木工事標準単価
調査対象	元請・下請の取引価格(単価)	工事業者の施工実績(歩掛)
価格変動要因	<u>契約価格(単価)</u>	歩掛・ <u>機械・労務・材料単価</u>
歩掛・基準の管理	国土交通省	調査会
積算思想	市場の取引実態を反映	現場の施工実態を反映
特長	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>機労材単価に連動しない</u> ・市場が価格を決めるため、価格競争等により適正価格から乖離する場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>機労材単価に連動する</u> ・<u>適正価格(実際にかかる費用)に近い</u>

土木工事標準単価(週休2日補正)の閲覧サービスについて



市場単価(例):鉄筋工、道路植栽工など

施工単価(例):縁石、L型側溝、道路用側溝(5m)など

標準単価(例):区画線工、橋梁塗装工など

12. 発注者指定方式で達成できなかった場合、実施状況に応じた減点の具体的な数値はありますか？ また、受注者の責によらない理由によって達成できなかった場合は、ペナルティは無しになりますか？

○ペナルティの対象は発注者指定型で、受注者の責により週休2日が確保できなかった場合となります。

○発注者が原因で、週休2日が確保できなかった場合は、減点の対象とはなりません。

○発注者指定型において、受注者の責で週休2日が確保できなかった場合の工事成績評価は、実施状況に応じ、法令遵守等、その他の項目で減ずる措置を行うこととなります。

【参考(H30.4.6 本省通知)】

<p>国技建管第1号 平成30年4月6日</p> <p>各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿 北海道開発局 技術管理企画官 殿 内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官 殿</p> <p>国土交通省大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長 (公 印 省 略)</p> <p>働き方改革及び週休2日に係る工事成績評価の取扱いについて</p>	<p>2. 週休2日の確保</p> <p>現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保の評価は、発注者指定及び受注者希望の別に関係なく、下記細別において加点評価を行う。</p> <p>ただし、発注者指定型において、工事完成時に現場閉所による週休2日(4週8休以上)が受注者の責により確保出来ない場合は、実施状況に応じ、「<u>審査項目別運用表 別紙-2④ 7. 法令遵守等 8. その他</u>」において、<u>減ずる措置を行う</u>。なお、受注者希望型については、減点は行わない。</p>
---	--

13. 現場完了日は、誰が何を持って判断するのですか？

○工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を、受発注者間で確認することとしています。

○施工条件確認部会や工程調整部会にてクリティカル工程共有表(CCS)等を活用し、監督職員へ提出し確認をとるなどの方法が考えられます。

【参照】 P15、良くわかる工事円滑化推進会議 P6

14. 現場閉所の確認方法はどのようなものですか？書類の簡素化に配慮されていますか？

○現場閉所の確認方法は受発注者間で決定することとしていますが、具体的にはクリティカル工程共有表(CCS)の中央部分に現場閉所の計画と実施を追記するなどして、施工条件確認部会や工程調整部会において確認することとしています。

○現場閉所の確認のために、新たな書類を作成する必要はございません。

【参照】 P16、良くわかる工事円滑化推進会議 P6

15. 週休2日モデル工事として発注を予定する工事の工期設定内容(内訳)について、参考明示をお願いします。

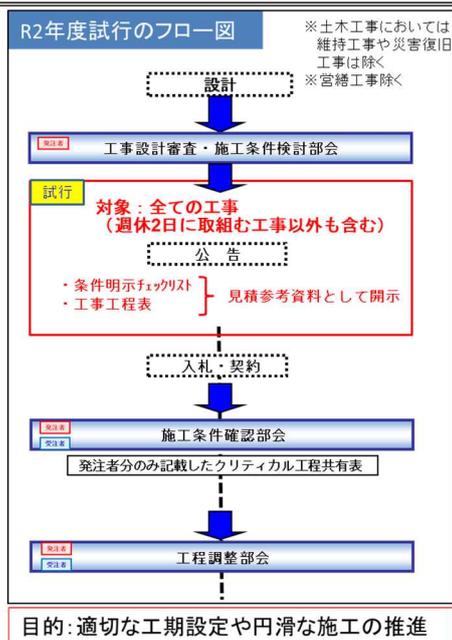
○令和2年度から、週休2日の発注者指定方式および受注者希望方式では、公告時に、「発注者が作成した条件明示チェックリスト」及び「工期設定支援システムで作成した工事工程表」を見積参考資料として開示する試行に取り組んでいます。

○今年度の試行結果を踏まえ、課題や問題点等を整理するとともに今後の進め方等について検討して参ります。

【参考】

適切な工期設定に向けた工程情報の開示

令和2年度新規取組



①発注者が記載した条件明示チェックリスト(土木工事条件明示の手引き(案))

土木工事条件明示の手引き(案)

平成29年10月

国土交通省国土政策局 国土政策課 国土政策部

○影響を受ける工事の有無、関連機関等との協議状況等の特記仕様書と併せて確認可能。

○その他にも、用地関係、安全対策関係、工事支障物等における施工条件の確認が可能。

②工期設定支援システムで作成した工事工程表

〇〇工事 工期 20〇〇/〇〇/〇〇～20〇〇/〇〇/〇〇 (〇〇日)

No.	工種	【全体工程表】							
		4/1	4/21	5/11	5/31	6/20	7/10	7/30	8/19
0		20	40	60	80	100	120	140	
1	準備工	準備工 30日							
2	道路土工	道路土工 47日							
3	石づら舗装(渠)工	石づら舗装(渠)工 表面下流砂防ダム部 82日							
4	舗装工	舗装工 4日							
5	仮設工	仮設工 39日							
6	残片付け工	残片付け工 20日							

※「維持工事が緊急対応工事等の工期が予め決められているもの、標準的な作業ではない工事システムを活用した工期が実態と合わない想定されるもの」は別途作成した工程表とする。

16. 工事実施に伴う協議完了時期や問題点・解決時期を明確にして貰えれば、前もって現場閉所が予定できる場合があるので、回答日の明示について、徹底をお願いします。

○平成23年度より、原則全ての工事を「ワンデーレスポンス」の対象として特記仕様書に明示し実施しているところです。

○受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答することを基本としています。

○ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることをしています。

○引き続き、職員が集まる会議等の場を活用し、「ワンデーレスポンス」の周知・徹底に努めます。

○なお、工事円滑化推進会議における各種部会の発注者側参加者のトップは、副所長または官クラスとなっていますので、対応方針の先延ばし等により工事の進捗に支障が生じている場合は、副所長または官クラスまで直接申し出をお願いします。

○それでも、改善されない場合は、お手数ですが技術調整管理官まで申し出をお願いします。

【参考】

○特記仕様書の記載例（ワンデーレスポンス）

第〇条 ワンデーレスポンス対象工事

1. 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
2. 受注者は、作業間の関連や工事の進捗状況等を把握できるよう、工程管理方法について綿密に検討すること。
3. 受注者は、工事施工中において問題が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに文書にて監督職員と協議すること。

3-1-1 工事設計審査・施工条件検討部会

- 目的： 工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認・検討
- 対象工事： 全ての工事
- 実施時期： 工事公告前
- 参加者： 発注者（副所長又は事務所の官クラス、監督職員（予定）、発注担当課長・係長・担当者、設計担当課長等）
- 検討事項： ①設計内容・地形地質状況・用地取得状況・協議関係の確認（未了事項の処理期限の確認）
②仮設計画の確認・検討
③条件明示（特記仕様書）の確認・検討 等

※他の5部会についても同様の記述。

17. 週末(金曜日)に、発注者から「週明けまで提出書類」の依頼をしないようにしてください。

- 工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリースタンスを推進しているところです。
- 一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスなどを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境を改善し、魅力ある仕事、現場の創出に努めることは重要であると認識しています。
- 特記仕様書への記載等について検討するとともに、ウィークリー・スタンスの周知徹底を努めて参ります。

18. 週休2日の確認方法によると工程共有表(CCS)を利用するようになっているが、全ての工事において、発注者側から工程に影響を受ける期間等を CCS に記入して、受注者に提供してください。

○「良くわかる工事円滑化推進会議」において CCS の利用手順を掲載しているところですが、発注者が「施工条件確認部会」の開催前までに、CCS の発注者部分(関係機関協議の完了時期、余裕工期などの工程に関わる施工条件)を作成することとなっております。

○引き続き、職員への周知徹底に努めて参ります。

【参考:良くわかる工事円滑化推進会議 P6】



<開催のポイント>

- 受注者の発議により開催し、必要に応じて何度でも開催できる。部会開催の必要が生じなく、最終的に部会を1回も開催しなくても、特に問題はない。また、当部会は設計変更等検討部会と兼ねての開催とすることができる。
- 工事契約後、発注者から受注者に対して、希望の有無を確認する。希望する場合、受注者は施工計画書に対象工事である事、施工手順、遅れが生じた場合の調整方法等を具体的に記載する。
- 開催の結果、工期の変更等の必要性が生じた場合、契約書に基づき適切に行う。
- 工程の調整には CCS (クリティカル・チャート・シェアリング:クリティカル工程共有表) を利用する。

- ①発注者は、「施工条件確認部会」の開催前までに、チェックリスト結果をもとに CCS の発注者部分(関係機関協議の完了時期・余裕工期などの工程に関わる施工条件)を作成する。
- ②工事契約ののち、「施工条件確認部会」において、発注者から受注者へ CCS を渡し、受注者は受注者部分を記入し、CCS 当初を完成させる。
- ③完成させた当初 CCS を受発注者が共有する (ASP を用いてやりとりする)。
- ④工程調整の必要が生じた場合、CCS を用いて工程調整部会を開催する。

19. 受注者希望方式の場合、基本的には4週8休と思われるが、達成が困難と思われる場合は、当初の現場閉所計画時点から4週6, 7休の計画としても良いですか？

○受注者希望方式における当初の現場閉所計画は、4週8休以上を基本とするが、4週7休、6休以上の計画とすることも可能です。

20. 公共工事設計労務単価(51種)以外の労務単価も補正対象となりますか？
 (例えば、工事で測量や設計を行った場合の業務委託料など)

○補正対象は公共工事設計労務単価(51種)および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。測量業者等は上記対象職種外のため、補正対象となりません。

【参考】

○公共事業労務費調査の手引き

(国土交通本省 HP : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html)

表-3-2 職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名		
01	特殊作業員	18	さく岩工	○	35	左官	
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	○	36	配管工	
03	軽作業員	20	トンネル作業員	○	37	はつり工	
04	造園工	○	21	トンネル世話役	○	38	防水工
05	法面工	○	22	橋りょう特殊工	○	39	板金工
06	とび工	○	23	橋りょう塗装工	○	40	タイル工
07	石工	○	24	橋りょう世話役	○	41	サッシ工
08	ブロック工	○	25	土木一般世話役		42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	○	43	内装工	
10	鉄筋工	27	普通船員	○	44	ガラス工	
11	鉄骨工	○	28	潜水士	○	45	建具工
12	塗装工	○	29	潜水連絡員	○	46	ダクト工
13	溶接工	○	30	潜水送気員	○	47	保温工
14	運転手(特殊)		31	山林砂防工	○	48	建築ブロック工
15	運転手(一般)		32	軌道工	○	49	設備機械工
16	潜かん工	○	33	型わく工		50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	○	34	大工	○	51	交通誘導警備員B

※1 ○は38職種を示す

21. 施工機械の点検及びその修理のみを行った日は現場閉所となりますか？

○保守点検の一環として現場閉所として扱います。

国地契第 51 号
国官技第 375 号
令和 2 年 3 月 25 日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 地方課長
 技術調査課長
 (公印省略)

工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について (試行)

建設業の働き方改革を推進する観点から、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について (試行)」(平成 31 年 3 月 29 日付け国地契第 72 号、国官技第 446 号)により、週休 2 日の確保に当たって必要となる費用の計上を行っているところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 2 年度以降に発注する週休 2 日工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

附則

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について (試行)」(平成 31 年 3 月 29 日付け国地契第 72 号、国官技第 446 号)は、当該通知文の適用工事が完成した時点をもって廃止する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季

休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

3. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【4週8休以上】

- ・ 労務費 1. 0 5
- ・ 機械経費（賃料） 1. 0 4
- ・ 共通仮設費率 1. 0 4
- ・ 現場管理費率 1. 0 6

【4週7休以上、4週8休未満】

- ・ 労務費 1. 0 3
- ・ 機械経費（賃料） 1. 0 3
- ・ 共通仮設費率 1. 0 3
- ・ 現場管理費率 1. 0 4

【4週6休以上、4週7休未満】

- ・ 労務費 1. 0 1

- ・機械経費（賃料） 1. 0 1
- ・共通仮設費率 1. 0 2
- ・現場管理費率 1. 0 3

（2）補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記するとともに、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するとともに、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の取り組みについて協議することを明記するとともに、4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

4. 適用

本通達は、令和2年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

ただし、令和2年3月31日までに入札手続を開始した工事については、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（平成31年3月29日付け国地契第72号、国官技第446号）による。

週休 2 日に取り組む工事における 週休 2 日取得の達成状況確認方法の運用（案）

1. 用語の定義

四角囲み：本省通知

赤字：更新箇所

○対象工事である旨等の明示

- ・週休 2 日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。

【解説】

- ・公告時に入札公告、入札説明書、特記仕様書の 3 点に明示していない工事は費用計上の対象とならない。
- ・令和 2 年 3 月 31 日までに入札手続きを開始（具体的には公告）した工事については、平成 31 年度（令和元年度）試行の適用対象となり、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始（具体的には公告）した工事については、令和 2 年度試行の適用対象となることに留意すること。

○対象期間

- ・工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

【解説】

- ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営または起工測量等の準備工事）に着手した日をいう。
- ・工事完成日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。
- ・他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- ・工事着手日の前や工事完成日の後に行う現場事務所（工事施工範囲外）や会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、週休 2 日の対象期間外とする。

○現場閉所

- ・巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

○4 週 8 休以上

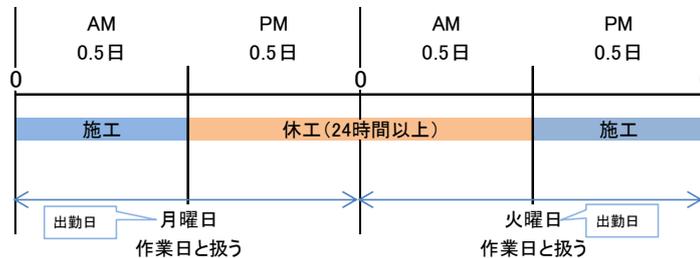
- ・対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

【解説】

- ・現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態をいう。
- ・現場巡視等の作業を伴わないものは、本省通知の「巡回パトロールや保守点検等」に該当するため、現場閉所とする（出来形計測等は不可）。
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。
- ・地域貢献等として、工事施工箇所以外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等については、現場閉所と扱うものとする。
- ・現場状況から交通規制が必要となり交通誘導員を配置するものの、その他一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所と扱うものとする。
- ・現場閉所日については、作業条件等により異なるため、土日・祝日に限る必要はなく、事前に受発注者で工程調整部会等において調整すること。

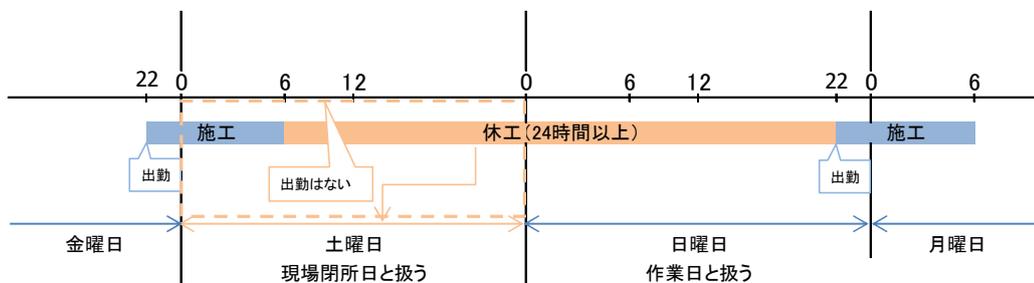
（半日、夜間の基本的な考え方）

- ・半日単位での現場閉所は認めないものとする。



上記の場合、月曜日・火曜日ともに『出勤』するため、24時間以上の連続した休工を行っても閉所日ではない

- ・夜間作業において出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保出来れば、その曜日を現場閉所日とする。



上記の場合、土曜日は『出勤』せず、金曜日継続作業完了後(土曜日の6時)、24時間以上の休工を確保できているため、閉所日として扱う

(その他の考え方)

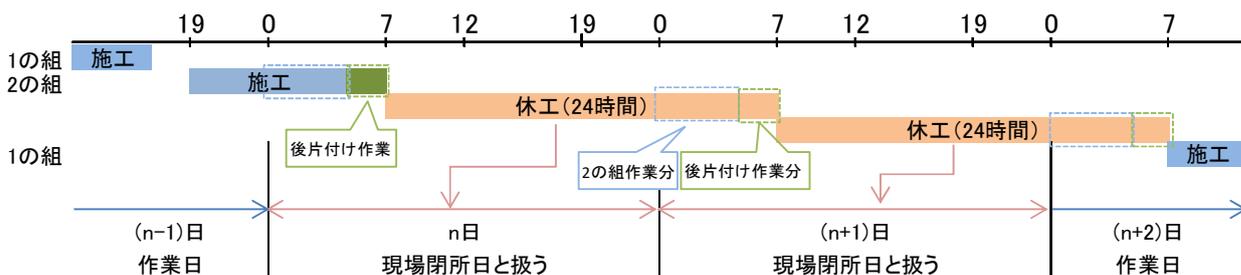
- ・工事特性に応じて判断する事例として以下が挙げられる。

(1) トンネル工事

- 1) 休工日に行う通常施工における切羽変位計測（自動計測や確認等）は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

※切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合は対象期間としない。

- 2) 2方施工の2の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後24時間もしくは48時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



※なお、トンネル工事に限らず、2方施工の工事は、同様の扱いとする。

(2) ニューマチックケーソン工事

- 1) 沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

(3) 道路維持工事、作業等

- 1) 現場閉所日に緊急対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うこととする（発注者の指示によるため）。
- 2) 道路巡回のみを行いその他一切の工事を行わない日は、現場閉所日として取り扱うこととする。ただし、道路巡回員が各社の就業規則等に基づき週休2日相当の休日確保していることを別途確認すること。なお、道路巡回については、週休2日の補正の対象にしないものとする。

※施工中の道路維持工事、作業等については、受発注者間で上記1) 2) にもとづき着手日以降の現場閉所日を確認し、改めて受注者に週休2日に取り組む希望の有無を確認すること。

2. 週休2日の確認方法

2-1 受注者決定後の流れ

- ・発注者は受注者決定後速やかに「施工条件確認部会」を開催し、最新の施工条件（関係機関協議進捗状況・完了予定時期等）を受注者に説明するとともに、「クリティカル工程共有表（CCS）」に工程に影響を受ける期間等を記入し、受注者に提出する。
- ・受注者は、これを踏まえ、「クリティカル工程共有表（CCS）」を作成する。
- ・発注者は「工程調整部会」開催前までに受注者から週休2日の取り組み実施の希望の有無を確認する。
- ・受注者は週休2日の取り組みを希望する場合は、「クリティカル工程共有表（CCS）」の

週休 2 日（現場閉所）計画欄に現場閉所予定日を記入する。

- ・受注者は、工事工程において現場閉所の考え方及び現場閉所日（計画）を設定し、週休 2 日取得の確認方法を受発注者で決定する。

※「施工条件確認部会」および「工程調整部会」は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。

2-2 具体的な設定とその確認

- ・発注者は、受注者が設定する現場閉所計画を以下の点に留意して確認する

- ①対象期間（工事着手予定日から現場完成予定日のうち、年末年始 6 日間・夏期休暇 3 日間等を除いた期間）内に 4 週 8 休・4 週 7 休・4 週 6 休相当の現場閉所日を設定しているか。

$$\text{現場閉所予定日数} \geq \text{当初対象期間から算出される現場閉所日数} \\ (= \text{当初対象期間} \times 6 \sim 8 / 28)$$

- ②受注者希望方式における当初の現場閉所計画は、4 週 8 休以上を基本とするが、4 週 7 休以上・4 週 6 休以上の計画とすることも可能とする。
- ③対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要はない。現場閉所の計画について疑義がある場合は、技術管理課基準第一係へ相談すること。
- ④以上を踏まえ、受注者から提示された現場閉所の考え方及び現場閉所日、週休 2 日取得の確認方法について双方合意の上、決定する。

2-3 施工中の確認方法

- ・施工中に工事工程に変更が生じた場合や対象期間が変更となった場合は、工程調整部会にて「クリティカル工程共有表（CCS）」を用いて、受発注者にて現場閉所予定を確認すること。
- ・工程調整部会の開催については下表のとおりとする。

	発注者指定方式	受注者希望方式		
		通常型	工程共有強化型	工程調整標準型
H30	必要に応じて開催可能	必要に応じて開催	月1回以上の開催を必須	-
R1	①工事契約後、施工前までに1回 ②その後、必要に応じて開催可能	-	-	①工事契約後、施工前までに1回 ②2～3ヶ月に1回を目安に受発注者どちらからでも書面で申し出があった場合に開催
R2	①工事契約後、施工前までに1回 ②その後、必要に応じて開催可能	-	-	①工事契約後、施工前までに1回 ②2～3ヶ月に1回を目安に受発注者どちらからでも書面で申し出があった場合に開催

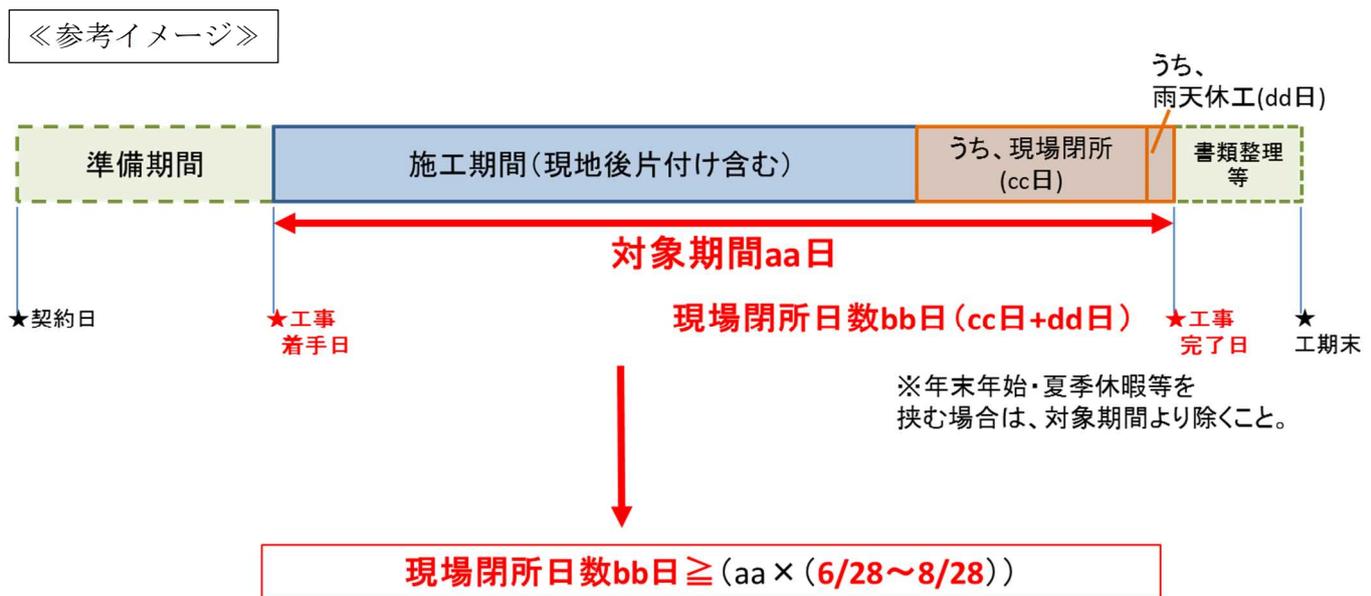
※H30、R1の発注方式は参考記載（今年度、H30およびR1発注方式では発注不可）

2-4 実施結果の確認

- ・受注者が工程調整部会資料として作成する「クリティカル工程共有表（CCS）」の「週休2日（現場閉所）実施欄」に最終的な現場閉所実施日を記入する。
- ・発注者は受発注者間で定めた確認方法にて、対象期間から週休2日（4週8休相当）の現場閉所実施日数が確保されたか確認する。

現場閉所実施日数 ≥ 実施対象期間から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間 × 6~8 / 28)

- ・工期が複数年にまたがる工事においても、対象期間（工事着手日から工事完了日）から週休2日（4週8休相当）の現場閉所実施日数が確保されたか確認する。
- ・施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本とするが、やむを得ず、異なる日を現場閉所日とする場合は、別途技術管理課基準第一係に相談すること。



○請負代金額の補正について

(1) 4週8休以上の現場閉所が達成できた場合、以下のとおり労務費・機械経費（賃料）・間接工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

※発注者指定方式・受注者希望方式で適用

【労務費】 1. 0 5

【機械経費（賃料）】 1. 0 4

【共通仮設費】 1. 0 4

【現場管理費】 1. 0 6

(2) 4週7休以上4週8休未満の現場閉所が達成できた場合、以下のとおり労務費・機械経費（賃料）・間接工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

※受注者希望方式のみ適用

【労務費】 1. 0 3

【機械経費（賃料）】 1. 0 3

【共通仮設費】 1. 0 3

【現場管理費】 1. 0 4

(3) 4週6休以上4週7休未満の現場閉所が達成できた場合、以下のとおり労務費・機械経費（賃料）・間接工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

※受注者希望方式のみ適用

【労務費】 1. 0 1

【機械経費（賃料）】 1. 0 1

【共通仮設費】 1. 0 2

【現場管理費】 1. 0 3

(4) 補正方法

①発注者指定方式

入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記するとともに、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するとともに、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

②受注者希望方式

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の取り組みについて協議することを明記するとともに、4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

— 以 上 —